

議案第24号

東部こども相談センター建設工事請負契約の一部変更について

東部こども相談センター建設工事請負契約（令和6年2月29日議決）の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

変更後の契約金額	令和6年2月29日議決における 契約金額
2,305,435,000円	1,716,000,000円

2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	令和6年2月29日議決における しゅん工期限
令和9年3月31日	令和8年6月10日

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

東部こども相談センター建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

東部こども相談センター建設工事請負契約締結について

東部こども相談センター建設工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|----------------------|----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造 4 階建建物 1 棟 | |
| | | 建築面積 | 1,440.31平方メートル |
| | | 延床面積 | 4,821.36平方メートル |
| | | 附帯工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区野中北 2 丁目11番15号 | |
| | | コーナン建設株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,716,000,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和 8 年 6 月10日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市鶴見区今津南 1 丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。